

おゆみ野ふれあい館地域活動施設管理運営委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、おゆみ野ふれあい館地域活動施設の管理運営を円滑かつ効果的に行うために設置するおゆみ野ふれあい館地域活動施設管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本的役割)

第2条 運営委員会は、千葉市空き教室地域開放モデル事業実施要綱の趣旨を踏まえ、市との連携のもと、おゆみ野ふれあい館地域活動施設の地域住民等による自主的な管理運営を通して、住民による地域活動や交流の場づくりの推進を図る。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地区町内自治会連絡協議会関係者
- (2) 町内自治会関係者
- (3) 社会福祉協議会地区部会関係者
- (4) 民生委員児童委員協議会関係者
- (5) 青少年育成委員会関係者
- (6) 社会体育振興会関係者
- (7) その他必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 運営委員会の事務局は、おゆみ野ふれあい館に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。